

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県自然環境保全条例施行規則 昭和49年4月18日規則第29号</p> <p>別表第1（第14条関係）</p> <p>1 工作物を新築することに係る基準</p> <p>（3）次に掲げる工作物の場合 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第66条第1項若しくは第3項の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>別表第3（第16条、第33条関係）</p> <p>1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>（4）<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条第1項若しくは第3項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第3項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>（5）<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p>	<p>○高知県自然環境保全条例施行規則 昭和49年4月18日規則第29号</p> <p>別表第1（第14条関係）</p> <p>1 工作物を新築することに係る基準</p> <p>（3）次に掲げる工作物の場合 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 キ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>別表第3（第16条、第33条関係）</p> <p>1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>（4）<u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>（5）<u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p>